

# 医療法人だより(第2号)

長崎市江戸町2-13

長崎県医療政策課(Tel095-895-2464)



\*\*\*\*\*

日増しに暖かになり春を感じる季節となりました。「医療法人だより(第2号)」をお届けしますのでご一読ください。前回の「地域医療連携推進法人」等に続き、今回は法人運営の見直し等についてお知らせします。

## 《目次》

- 1.医療法改正(法人運営の見直し等)について
- 2.社員総会、理事会について
- 3.医療法人Q&A ~監事の就任について~
- 4.長崎県医療安全相談センター相談事例集(改訂第二版)の発行について

\*\*\*\*\*

## 1. 医療法改正(法人運営の見直し等)について

昨年成立した改正医療法の医療法人に関する内容、今回は「医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化」等についてご紹介します。



\*\*\*\*\*

今回示されたのは、

- 医療法人の会計基準等に関する規定
  - 医療法人のガバナンスに関する規定の整備
  - 医療法人の分割に関する事項
  - 社会医療法人の認定に関する事項
- についてとなっております。法律の施行については「医療法人の会計基準等に関する規定」は平成29年4月、それ以外は平成28年9月予定です。

### (1)医療法人の会計基準等に関する規定

一定規模の事業活動を行う医療法人は厚生労働省令で定める会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成するなど、医療法人の経営の透明性を確保する取り組みが必要となります。一定規模の事業活動を行う医療法人に適用されるその他のものとして、公認会計士等による監査や財務諸表の公告などが示されています。監査や公告の対象となる事業活動の規模については、厚生労働省のパブリックコメントで示されたところによれば、「医療法人のうち最終会計年度に係る負債額の合計が50億円以上、又は収益額の合計が70億円以上であるもの」などとされています。その他、医療法人の役員と特殊関係がある事業者(MS 法人)との取引の届出義務などについては、対象となる医療法人の取引が「取引に係る事業収益又は事業費用が、総事業費の10パーセントかつ一千万円を超える取引」にかかるものであることなどが示

されています。

なお、この規定は施行後開始される年度から、対象となる各法人で適用されることとなります。

### (2)医療法人のガバナンスに関する規定の整備

医療法人の運営については、医療法その他、厚生労働省が示す「医療法人運営管理指導要綱」や「モデル定款」などにより規定されてきました。今回、医療法人のガバナンス強化のため、これまで「医療法人運営管理指導要綱」や「モデル定款」に示されているものの法律には規定されていなかった内容や、一般社団財団法に規定されている内容など新たなものを加え法律に盛り込まれることとなりました。新たなものとしては、「社員総会や理事会の手続」、「理事及び監事の賠償責任」などが明文化されます。平成19年の医療法改正では、法改正等を定款に反映させるためほとんど全ての医療法人が法施行までに定款変更する必要がありましたが、今回の改正では、法律として新たに整備された事項については医療法人の定款に示されていなくても、医療法人の運営は医療法の規定に従うとの原則論によって、一定期間までの定款変更は必要としない方向で調整が行われている模様です。

### (3)医療法人の分割に関する事項

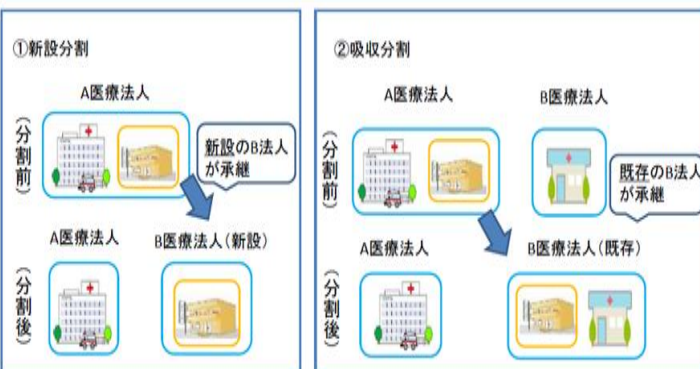
既に規定されている医療法人の合併と同様に、分割の手続きについての規定が整備されることとなりました。これまでは医療法人の病院事業等の一部を切り離す場合、

事業譲渡による移転という手法がとられてきましたが、あらたな手法が加わることとなります。類型としては、医療法人の病院事業等に関する権利義務について①新しく設立する医療法人が承継する「新設分割」②既存の他の医療法人が承継する「吸収分割」の2つが示されています。分割に必要な契約等の手続きの詳細については、別途お知らせする予定です。なお、この分割制度は、社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人は対象外とされています。

医療法人の分割の規定の整備

1年以上  
施行

- 趣旨  
医療法人において、合併と同様の手続を、分割についても整備。(第60条～第61条の6)
- 具体的内容  
医療法人の病院事業等に関する権利義務を
  - ①新設分割: 新しく設立する医療法人に承継させること。
  - ②吸収分割: 既存の他の医療法人に承継させること。



※ 分割制度の対象とならない医療法人: 社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人

#### (4) 社会医療法人の認定に関する事項

##### ①社会医療法人の認定要件の見直し(複数の県に医療機関を開設している場合)

これまで、複数の県に医療機関を開設している医療法

人を社会医療法人として認定するにあたっては、該当する各県で当該医療機関が救急医療等確保事業に関する要件を満たすことが必要でした。これが今回の医療法改正により、「基幹的な病院と、隣接する都道府県にある診療所の間において医療の提供が一体的に行われているもの」として、厚生労働省令で定める基準を満たしており、かつ基幹的な病院が救急医療等確保事業に関する要件を満たしていれば、社会医療法人として認定することが可能になります。

##### ②社会医療法人の認定取消に係る一括課税の見直し等

社会医療法人の認定が取消された場合は、認定時からの所得の累積額が取消された年度の益金に一括して算入され課税されるため医療機関の運営継続が困難となることが想定されますが、その医療機関が地域に果たしていた医療提供を継続させる必要があるとの観点から新たな仕組みが加えられました。天災、人口減少等の周辺環境の変化など法人の責に帰すことができない事由により実績要件を満たせなくなり社会医療法人の認定を取消された場合でも、一定の要件を満たし救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施計画について都道府県知事の認定を受けた場合は、①社会医療法人の認定取消により実施できなくなる収益業務が実施可能となるとともに、②救急医療等確保事業に必要な施設整備の合計額を課税にかかる益金から控除できるという内容となっています。

以上、概要をご紹介しましたが、詳細は通知等の内容を改めてお知らせします。

## 2. 社員総会、理事会について

医療法人の大多数は、社団形式となっていますがその意思決定機関である社員総会と執行機関である理事会について、確認していただきたいことについてお知らせします。



### (1)適正な議事には3名以上の社員、理事が必要。

医療法人が医療機関を運営する場合、個人と大きく異なる点として、社員総会や理事会の議決により意思決定が行われることがあげられます。医療法の規定では、理事の人員を3名以上としており、特例として、都道府県知事の認可を受けた場合のみ、1名又は2名とすることができるとされています。(現在、医療法人の設立認可において理事数の特例は認めていません。)

一方、理事会の議事は過半数の賛成などにより議決されますが、理事が2名の場合は、1名は議長を務める必要があることから、残り1名の理事だけで議決を行わざるを得ない状況が想定されます。このような状態の採決は、医療法人の運営に必要な、複数の構成員による協議がなされたとは言いがたく「法人制度が形骸化しているのではないか」との批判を招くおそれがあります。(社員総会の採決についても同様なことが言え

ます。)そのため適正な法人運営には、社員数や理事数を3名以上とすることが必要と考えられます。

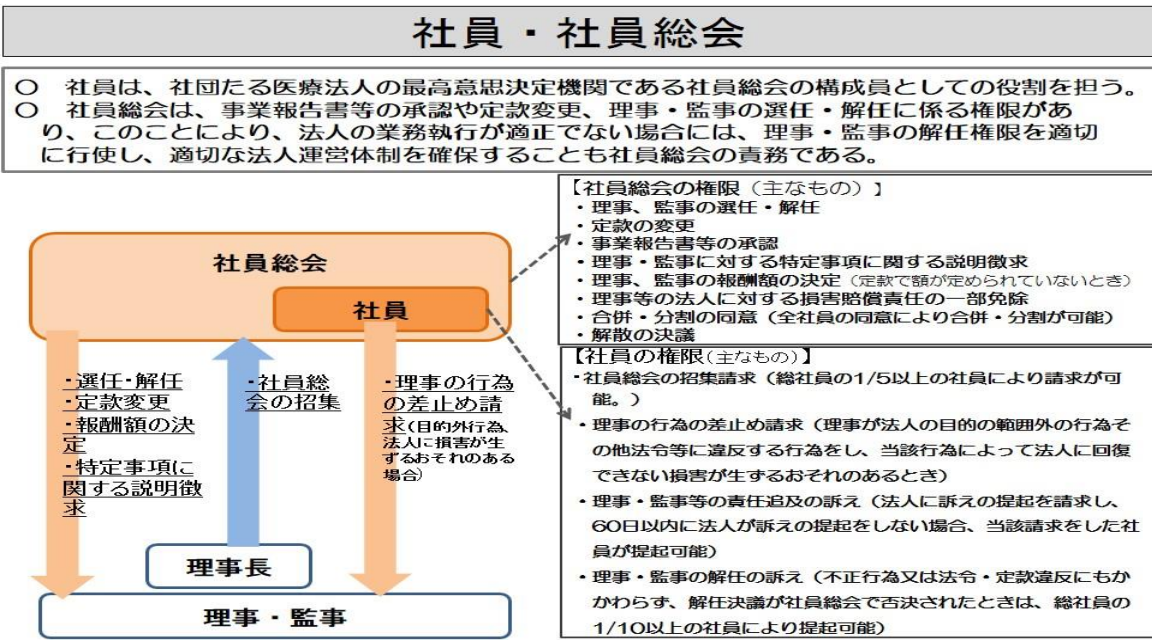
**(2)社員2名の場合で1名に事故あるときは、法人の意思決定ができなくなります。**

設立後、長期間経過した医療法人においては、社員が高齢化していることもあり、社員が2名の場合、1名に事故があり社員が1名となることもありえます。この場合、1名で社員総会を行うことになりませんが、この1名が議長を務めると、議決の意思を示す者が存在しなくなることから議事が成立せず、法人の意思決定ができなくなるおそれがあります。医療法人の危機管理の観点からも上記(1)の内容も含め社員数や理事数は3名以上確保する必要があると考えられます。

**(3)最低年2回以上、社員総会を実施し事業報告に明記することについて**

先ごろ、「定款を変更し、定時社員総会を1回にしたい」との相談があり、「医療法人の運営上、事業年度開始前の予算決定のための総会と、事業年度終了後の決算決定のための総会の最低2回の開催が必要であり、1回では問題がある」との説明をしました。厚生労働省が示すモデル定款でも年2回の開催が要請されており、法人運営では欠くことのできない事項といえます。

また、社員総会で議決した内容については、決算終了後、県に提出していただく事業報告書の中にも、記載していただく必要があります。決算や予算の決定に係る社員総会の開催については、最低限の内容として記載していただくようお願いします。



\*\*\*\*\*

**3. 医療法人 Q&A ～監事の就任について～**

医療法人の適切な運営を確保するため役員として監事を置くこととなっていますが、その選任について改めてご説明します。



\*\*\*\*\*

**Q：医療法人の監事就任に制限はありますか**

**A：(1)医療法では次のとおり示されています。**

医療法人の監事を含めた役員となることができない者として、医療法で、①「成年被後見人又は被保佐人」②「医療法、医師法等の規定により罰金以上の刑に処せられ一定期間を経ない者」などとされており、監事の兼職制限として「監事は理事又は医療法人の職員を兼ねてはならない」こととなっています。

**(2)医療法人運営管理指導要綱では次のとおり示されています。**

「医療法人運営管理指導要綱」(厚生労働省通知により規定)では、監事の兼職制限とともに「他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと」とされています。この規定は病院又は老人保健施設等を開設する医療法人に適用されますが、それ以外の医療法人もこれに準拠する必要があります。

### (3) 監事の職務内容からの留意点

監事の業務は、①「医療法人の業務・財産状況の監査」②「監査の結果報告書を作成し社員総会又は理事に提出」③「監査の結果、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した時は、都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告」することなどとなっています。このことから、監事は、医療法人業務・財産状況の監査ができる一定の知識を有す

る必要があり、不正の行為等を発見した時に都道府県知事等に報告する責任も生じるため、その職責を果たすことのできる者のみ就任できるといえます。

監事は医療法人と一線を画し、第三者的な立場から法人運営をチェックする役割ですので、その職務に問題があれば、医療法人の債権者等から責任を追及されることもありうるということ認識しておく必要があります。

